



05吉総第437号  
令和6年2月7日

吉野川市監査委員 川真田 大作 様  
吉野川市監査委員 山 添 純 二 様

吉野川市長 原 井 敬



令和5年度定期監査結果に係る指摘事項に対して講じた措置について（通知）

令和5年12月27日付け吉監査第60号で提出のありました件について、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

令和5年度定期監査結果に係る指摘事項に対して講じた措置について

部署名	指摘事項	措置の内容
子育て支援課	<p>地方自治法施行令では「目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること」を定めているが、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金過年度返還金について、返還金利子及び割引料とすべきところ扶助費として支出していた。</p> <p>地方自治法では「会計年度独立の原則」を定めているが、令和4年度特別保育事業補助金について、令和5年度予算から支出していた。</p>	<p>予算における目節の区分については、その理解を深めることはもとより、起票する際には起票する者と決裁を行う者が同一職員とならないことを徹底し、課長を含めた複数人のチェックにより、適正な会計処理を行います。</p> <p>会計年度の所属区分については、全ての職員が、各係で所管する補助金の内容、執行状況等を確認し、適正な会計処理を行います。</p>
市民課	<p>吉野川市財務規則では「物品を購入する際には、所定の手続をしなければならない」旨を定めているが、購入したスキャナ等について物品購入決議書を作成していないなど事務手続が適正になされていないなど事務手続が適正になされていなかった。</p>	<p>今後、物品を購入する際には、吉野川市財務規則に基づき、適正な事務手続に努めます。</p>
都市計画住宅課	<p>市が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為を定めるか長期継続契約を締結する必要があるが、複数年度にわたる平第2団地進入路及び川俣団地駐車場用土地賃貸借契約について、これら必要な事務手続をしていなかった。</p>	<p>令和6年度が当該契約期間の最終年となることから、次の契約を締結するときは、契約条項等を見直し、長期継続契約として締結することとします。</p>
監理課	<p>吉野川市財務規則では「契約書や検査調書の作成が省略できる条件」を定めているが、作成が省略できない事案について契約書と検査調書を作成していなかった。</p> <p>労働安全衛生規則では「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務に従事させる場合は特別教育を行わなければならない」旨</p>	<p>契約書等の作成については、所属職員に対し周知徹底を行い、吉野川市財務規則の規定を遵守し、適正な事務の執行に努めます。</p> <p>安全衛生教育については、担当職員に受講させ、適正な公園維持管理に努めます。</p> <p>賃借料の支払の時期については、契約条項を改め、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条第1項の規定</p>

	<p>を定めているが、職員が公園内樹木の伐採をするに当たって必要な特別教育を受けさせていなかった。</p> <p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律では「対価の支払の時期」を定めているが、特定地区公園（上桜公園）敷地に係る土地賃貸借契約における賃借料の支払いについて、適法な請求を受けた後40日以内の日としていた。</p>	<p>に基づき、適法な請求を受けた日から30日以内の日とします。</p>
農林業振興課	<p>吉野川市財務規則では「物品を購入する際には、所定の手続をしなければならない」旨を定めているが、譲渡されたエアコンについて物品購入決議書を作成していないなど事務手続が適正になされていなかった。</p>	<p>直ちに譲渡契約書及び物品購入決議書を作成し、備品登録を行いました。今後は適正な事務手続に努めます。</p>
商工観光課	<p>地方自治法では「会計年度独立の原則」を定めているが、令和5年度に購入した消耗品について、令和4年度予算から支出していた。</p>	<p>会計年度の所属区分について職員に周知徹底を行いました。今後は細心の注意を図りながら適正な事務処理に努めます。</p>
人権課	<p>吉野川市財務規則では「予定価格調書の作成が省略できる条件」を定めているが、作成が省略できない事案について、同調書を作成していなかった。</p>	<p>今後は、吉野川市財務規則の規定に基づき予定価格の設定を行うよう努めます。</p>
学校教育課	<p>市が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為を定めるか長期継続契約を締結する必要があるが、複数年度にわたる川田西小学校土地等賃貸借契約について、これら必要な事務手続をしていなかった。</p>	<p>適正な長期継続契約となるよう、相手方と協議し、検討を行うこととしました。</p>
教育総務課	<p>吉野川市財務規則では「予定価格調書の作成が省略できる条件」を定めているが、作成が省略できない事案について同調書</p>	<p>所属職員に対し周知徹底を行い、吉野川市財務規則の規定を遵守し、適正な事務の執行に努めます。</p>

	を作成していなかった。	
健康推進課	吉野川市財務規則では「予定価格調書の作成が省略できる条件」を定めているが、作成が省略できない事案について同調書を作成していなかった。	令和5年度の当該事案に係る契約については予定価格の設定を行いました。今後は、吉野川市財務規則の規定に基づく適正な事務手続に努めます。
知恵島小学校	吉野川市財務規則では「請負契約以外の物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認につき検査を行わなければならない」旨を定めているが、小学校プログラミングロボットレンタル代金についてレンタル期間終了日ではなく機器納入日に検査が行われていた。	完了検査について、適正な時期に実施するよう見直すこととしました。
鴨島呉郷保育所	吉野川市財務規則では「支出負担行為に係る事務手続」を定めているが、樹木の消毒、剪定等手数料について、業務完了を承認する前に発行された請求書を受理していた。	吉野川市財務規則の遵守はもとより、所長をはじめとした複数人で業務の進捗状況を確認するなどして、適正な事務処理を行います。
高越こども園	地方自治法では「予算の執行にあたり、その裏付けが必要となる」旨を定めているが、令和4年度予算に基づく厨房機器保守点検業務を前年度に発注していた。	事務手続を見直し、適正なものとなるよう努めます。
美郷支所	吉野川市美郷集落センター条例では「利用の許可に係る事務手続」を定めているが、利用者に利用許可申請書を提出させていないなど事務手続が適正になされていなかった。	事務手続を見直し、適正なものとなるよう努めます。
運転管理センター	吉野川市財務規則では「契約の締結及び履行に係る事務手続」を定めているが、次の事項について事務手続が適正になされていなかった。 ・ごみ収集カレンダー印刷業務について、納入期限を延	ごみ収集カレンダー印刷業務に係る納期限の延長については、契約締結後、担当者間の協議により1週間延長することとしていたことを確認したうえ、変更契約書を作成し、追認の決裁を受けました。 水質検査業務については、提出され

	<p>長する変更契約が締結されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧宮の南埋立地周辺水質検査業務について、検査調書が作成されておらず、契約金額と異なる金額を支出していた。</li> <li>・鴨島環境センター跡地周辺ダイオキシン類調査業務について、契約書と検査調書の業者名が一致していなかった。</li> </ul>	<p>た検査結果資料等を再度確認したうえ、納入検査命令書及び納入検査復命書を作成し、金額の変更理由書を添えて追認の決裁を受けました。</p> <p>ダイオキシン類調査業務については、検査調書の業者名を訂正し、追認の決裁を受けました。</p>
--	--	--